

議 事 録

会議名称	令和4年度 第3回加古川市人権教育啓発推進審議会
開催日時	令和4年11月2日(水) 午後3時00分から午後4時00分まで
開催場所	加古川市人権文化センター 小ホール
出席者	<p><委員></p> <p>石元 清英会長、上田 博紀副会長、石井 かおり委員、松本 嘉治委員、 浜田 時子委員、谷津 勲委員、黒田 おさみ委員、高松 朋子委員、 清田 美由紀委員</p> <p><事務局></p> <p>大歳市民協働部長、栗山市民協働部次長、田中市民協働部参事(兼)人権文化センター所長、清水人権文化センター副所長(兼)教育・研修係長、 加藤相談・啓発担当副課長、記村相談・啓発係指導主事、福田総務係長、 夫総務係主査</p>
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 議事 加古川市人権教育及び人権啓発に関わる基本計画策定案について</p> <p>3 その他</p> <p>4 閉会</p>
配付資料	<p>資料1 加古川市人権教育啓発推進審議会 委員名簿</p> <p>資料2 『加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画』策定案</p> <p>資料3 第2回審議会での意見の基本計画への反映等変更点について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・令和4年度 加古川市人権教育啓発推進審議会事務局名簿 ・人権文化センターだより (No. 38、臨時 No. 15号)
傍聴者の数	6人

事務局

1. 開会

配布資料の確認

会長あいさつ

議事録署名人の選定

2. 議事

「加古川市人権教育及び人権啓発に関わる基本計画策定案について」

今回お示しします策定案は、9月2日に開催しました前回の審議会で提案しました策定案に、みなさまからいただきましたご意見を踏まえ、各人権課題等の担当部局とも調整を行い、資料編として関係法令や用語解説、年表等を追加したものになります。この策定案につきましては、本日の審議会でご審議いただいたものを確定分として、11月に予定しておりますパブリックコメントで提示をさせていただく予定としておりますので、よろしくご審議お願いいたします。

なお、パブリックコメントですが、11月25日から12月25日まで実施の予定です。意見提出の窓口は、市役所、各市民センター、各公民館、東加古川市民総合サービスプラザ、各図書館と人権文化センターとなっております。広報かがわ11月号に掲載し、市ホームページにつきましては後日掲載する予定としております。

それでは、担当より変更点について説明いたします。

資料2の策定案は、前回9月の審議会にてご審議いただきました策定案に、修正、追加等を行ったものになります。その内容ですが、まず委員のみなさまからいただきましたご意見を反映させていただき、次に「第4章 具体的な人権課題」「第5章 『人権文化の確立』の推進」については、それぞれの課題等に対する市の担当部局の意見等を反映して修正等を行いました。また、審議会後、事務局でレイアウトも含めて再度、内容点検を行った結果、語句の誤りや表現が統一されていなかった箇所、グラフや表の誤りや二重掲載等がありました。それらについて、修正や表現の統一等を行っています。

これらの変更点について、策定案では赤字で表現させていただいています。

また、今回の策定案では、巻末に「資料編」を追加しました。資料編には、関連法令、今回の基本計画の策定経過及び審議会委員名簿、用語解説、年表を掲載しています。

それでは、今回の変更点について説明します。なお、説明につきましては委員の皆様からのご意見の反映部分とし、担当部局との調整及び語句の修正等は割愛させていただきます。

まず、ヤングケアラーについてですが、策定案の中の第4章「具体的な人権課題」の子どもの人権についての箇所で記載しています。前回の審議会では、この箇所について具体的な事例を追加してほしい、また、具体的な相談

窓口について追加してほしい、それからヤングケアラーが外から見えにくいという特徴についても加筆してほしいというご意見をいただきました。こちらにつきましては、市の担当部局とも協議をさせていただきましたが、ヤングケアラーについては新しい課題であり、県が「兵庫県ケアラー・ヤングケアラー支援推進方策」を策定したのも今年度であることから、具体的な方策や窓口等を記載することは現状では困難であり、県の支援推進方策に基づいた、学校・医療・介護・福祉関係機関及び地域に対するケアラー・ヤングケアラーを把握するための取り組みを行うこと、また、ケアラー・ヤングケアラーをサポートするための多機関連携による包括的な支援体制の構築という表現に留めたいと考えております。なお、担当部局からは、具体的な取組等が決まり次第、市ホームページ等でお知らせすることや、外から見えにくいという特徴等についても啓発していきたいという回答をいただいています。

次に第4章「具体的な人権課題」の同和問題のところ、「寝た子を起こすな」という意見が多いという記述にとどまっている。寝た子を起こすなという意見が多いのがあたりまえのような表現になっている、というご意見をいただきました。こちらにつきましては、まず、「寝た子を起こすな」という意見が多いという記述を、市民意識調査の結果を説明する文章の冒頭に持っていき、市民意識調査の結果を並べた後に、同和問題に対する正しい知識を持たないと、差別的な発言を鵜呑みにし、差別的な意識をもってしまうかもしれないこと、現在同和地区や同和地区住民に忌避意識を持っている人については“寝た子を起こすな”という考えではその人たちの考えは変わらないこと、などを説明し、「寝た子を起こすなという考えは誤っているのです」と明記しました。

次に、第4章「具体的な人権課題」の題名と「1 同和問題」の間に、「人権問題は他人事ではなく自分ごとである」という文章を追加していましたが、前回の審議会でも議論していただき、審議会後も検討させていただきましたが、結果としまして文章全部を削除することとしました。

続きまして、「外国人」についての箇所ですが、前回の審議会でも「多文化共生社会推進指針」について、具体的な説明をつけた方がいい、また、国際交流ボランティアについても記載してはどうかとのご意見をいただきました。これにより、「加古川市多文化共生社会推進指針」について、その目標部分を指針から抜粋して記載しています。また、今後の方向性として国際交流協会との連携を記載していますが、その国際交流協会の事業説明として国際交流ボランティアについての記載を追加しました。

用語解説の部分になります。この用語解説については、各ページの下部に記す方法と、巻末にまとめて記す方法があります。それぞれ検討しましたが、ページ内のレイアウトの関係や、複数のページに跨っている語句についての取り扱い等を検討した結果、各ページの下部に記す方法は難しいことから、前の計画同様、巻末にまとめて記す方法にしました。

なお、前回には付けていなかったアスタリスクを用語の右上につけて、用

語解説の対象の語句かどうかを分かりやすくしました。用語解説は50音順でまとめています。

委員の皆様からいただきましたご意見の反映状況は以上となります。なお、「2 所管課との協議による変更」「3 語句の修正、変更、追加など」は資料記載のとおりです。変更箇所は本文中に赤字で記していますのでご確認ください。

次に、「4 追加資料」ですが、資料編として、関連法令等、この基本計画の策定経緯、審議会委員名簿、審議会規則、用語解説、それから年表を掲載しています。なお、基本計画の策定経緯を記載していますが、表の下2行は日程が空白になっています。こちらは今後の予定となっていますので、決定次第随時追加していきます。

説明は以上となります。ご審議をお願いします。

会長

今の説明のなかで、4章の部分で前回の審議会でお示した形だと、各人権課題を自分とは直接関係のない人ごとだととらえる市民もいるので、それぞれの人権課題を自分ごととして考えて欲しいという趣旨の前文を入れたほうが読んでもらえるのではないかとということで前文を入れました。どうして人ごとと思うのかというと、人権問題が差別問題として語られることが多いということから、人権問題は差別の問題だととらえる方が少なくない。だから自分は差別されないし差別することもないだろうから自分にとっては人権課題は関係のないことだとなってしまう。差別は人権侵害だけでも、人権侵害のすべてが差別問題ではないのだという内容の文章にしたわけですが、その部分がわかりにくいというご意見をいただきました。この基本計画というのにはある面、啓発という側面もあるので、この策定案を使って啓発をしていくということも考えられるのですが、誤解をする市民もいるのではないかとご指摘がありました。前文の内容からしてすべての人権侵害が差別であるわけではないという土台の上に成り立っている文章なので、そこを削除すると意味が通らなくなるので、今回はすべて削除するということになりました。

それではご質問等ございますでしょうか。

委員

今言われた、人ごとというところで、同和差別は特にそうなのですが、人ごとではなくて、結婚差別など、自分ごとになるからみんな問題にするんです。子どもが結婚したりするとすぐに自分も同和地区の者として差別されるから反対して、そこに差別が生まれるのであって、人ごとだからどうだというところは話のなかで区切らないといけないのかなと思います。人ごとであっても、自分ごとであっても差別はだめだという方向で持って行ったほうがわかりやすいんじゃないかと思います。

委員

性的マイノリティのことで、日本は性的マイノリティの権利保障は他国に比べて進んでいなくて、知識や理解度が非常に低いという特徴がありま

	<p>す。パートナーシップ制度の検討は、市として進んでいるのかお伺いします。兵庫県内の各自治体でも進んでいるところも増えています。数日前に市内中学校で、性の多様性の講座があって、一人一人の性自認にしっかり向き合っていくという結論で終わったんですが、加古川市として、どのような施策をやっているのか、この策定案ではわかりません。ただ、来年3月に出るものでもあるので、進行形のものを書けないのはわかります。どの程度市として進んでいるのか教えていただければと思います。</p>
事務局	<p>いわゆるパートナーシップ制度の導入について当事者の方に寄り添うにはどういうことができるのかという点で、本市でも調査を進めておりまして、来年度以降どういった形で進めるかまでは確定はしておりませんが、取組方針は今年度中に作る方向で検討しております。</p>
会長	<p>今の時点では策定案に書くことはできないということですね。</p>
委員	<p>インターネットのことなのですが、企業が就職生を、SNSのアカウントなどで、周りの交友関係などから調査して、写真などから素行調査などをして評価をしているらしい。これは身元調査にあたると思うんですが、この策定案のインターネットの記述は今の記述で十分だと思いますが、このようにインターネットに関する問題は日々変わって、新しいものが出ていますので、今後も注視して欲しいなと思います。</p>
委員	<p>インターネットに関することですが、インターネットリテラシーについて、生活安全課が学校を回ってお世話をしているんでしょうか。実際はリテラシーについて各小学校で配信していることについて加古川市の良い取り組みだと思うので、この策定案にも記述すればよいと思いました。</p>
委員	<p>ネットパトロールを教育委員会の青少年愛護センターでやっていたり、有害なサイトについては、教育研究所でフィルターをかけているので子どもたちがそういうサイトにアクセスしてどうこうというのはできません。情報リテラシーや情報モラルについては各学校の取組といますか、外部から講師を招いたり、通常の道徳授業でやっていくべきだなということで、先般、教頭研修、校長研修では有名な先生を招いて、先ほど委員がおっしゃられたような、ついうっかりネットに上げたことが将来に影響するんだよということであったりとかの話もありました。児童・生徒の意識に関しては、情報モラルや情報リテラシーに関する教育によるもので、各学校が担っていることかなと思います。</p>
委員	<p>(計画に) 書かなくても大丈夫なんですか。</p>
委員	<p>はい、大丈夫です。</p>

委員	<p>前回寝た子を起こすなという意見が多いというところで記述が終わっていたところ、寝た子を起こすなという意見は誤っていると明記していただいていたと思います。</p>
委員	<p>細かい点なのですが、10 ページの（3）家族の人権に関する意識 の1 行目ですが、「～あなたはどう思いますか。」というように句点が入っています。行政文書としての規則があればまた話は別なのですが、一般的にはこういうときには句点はいれないです。一方で、10 ページの下から3 行目、8 ページの下から2 行目では句点が入っていません。このように不統一なところがあるので、チェックしていただければと思います。私としては、句点を入れないのが一般的だと思います。</p>
委員	<p>丸括弧の場合はどうなんですか</p>
会長	<p>丸括弧は句点を入れているのを行政文書ではよく見かけますね。一般の文書では丸括弧でも句点を入れないことが多くなっているのかなど。どちらにせよ統一すれば良いことだと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
委員	<p>こういう策定案のとき、括弧の種類というのは、一重括弧、二重括弧、それと丸括弧くらいを使いますが、13 ページの（5）人権教育の効果の部分の6 行目、「あなたは「人権」を身近な問題と感じていますか」となっていますが、一重括弧の中の括弧は二重括弧になるのが一般的な表記ルールなんです。そうすると、二重括弧の使い方なのですが、『問題だと思ふ』などに使われていて、これは重要項目であるということを示すために二重括弧を使われているのだと思うのですが、一般的には一重括弧の中にあるのが二重括弧、丸括弧はあくまでも説明的なものという感じで、ルールがあるので、二重括弧は一重括弧の中に使う場合と、グラフや図形の引用の場合に使う場合しかないというのが今まで馴染んできたルールなので、意見をしました。</p>
会長	<p>報告書では「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を足したものを『そう思う』と表記しますという説明があるんです、今回の策定案の中ではなかったので、あるとしたら7 ページの（1）人権侵害に関する意識の2 行目に『あてはまる』（「よくあてはまる」と「ややあてはまる」の計）とあるのですが、報告書にあるようなきちんとした説明ではないので、それを入れれば問題がないと思います。</p>
委員	<p>括弧の中の括弧は二重括弧だという指摘があったのですが、それをその通りにすると、『そう思う』の使い方をしたときにまたややこしくなりませんか。</p>

委員	<p>一重括弧のなかに括弧が出るところ自体がとても少ないですし、『そう思う』といったような二重括弧の使い方をする場合は選択肢として挙がっているところだけですので、誤解は出ないと思います。ちなみに最近括弧の中の括弧も一重括弧にすることが多いようです。</p> <p>用語解説のところも何かお気づきのところがあれば出していただければと思うのですが。</p>
委員	<p>26 ページの高齢者のところと、そのほかのところを見比べると、ここだけ行間が詰まっています。</p>
会長	<p>ここで確定したものがパブリックコメントにかかるということになりますので、是非、他にもご指摘いただければと思います。</p>
委員	<p>15、16 ページの部分ですが、二行に渡る表現の場合は、一行目は1マス開けてから書き出すというほうが読みやすいと思うのですがどうでしょうか。それと、丸括弧の憲法の理解度別という部分は2行目の末尾にあったほうが読みやすいと思います。</p>
会長	<p>文章のはじまりは一行あけるということなのですが、ここは、文章とも言えない部分ですし、1行で終わるときは詰めて、2行に渡るときは最初1マスあけるというのも統一感がないのかなと思います。ただ、憲法の理解度別というのはここはすべて憲法の理解度別のグラフなので、冒頭に一回書いておけば、個別に書かなくて済み、そうすると1行のものばかりになるので、そうしたほうがすっきりするように思います。</p> <p>他にご意見ありませんでしょうか。</p> <p>(なし)</p>
会長	<p>この策定案をパブリックコメント実施の際の確定分としてよろしいでしょうか。</p> <p>(はい、の声)</p>
事務局	<p>これで議事の「加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画策定案について」を終わります。</p>
会長	<p>次に「その他」となっておりますが、事務局から何かありますでしょうか。</p>

	<p>3. その他</p> <p>事務局 2点ご報告いたします。 まず、基本計画策定についての今後のスケジュールです。 今回の策定案（ご意見を反映して修正したもの）について11月25日から12月25日までの間、パブリックコメントを実施します。このパブリックコメントでいただきましたご意見を取りまとめまして、1月頃に開催予定の第4回審議会にて、委員の皆様にご意見をお伺いするとともに、基本計画にどう反映していくかご審議いただきます。 この4回目の審議会にて、基本計画の策定案を確定していただき、その後、市に対して答申いただきます。 答申いただきました策定案を基に、令和5年3月頃に市が「加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画」として策定する運びとなっております。 委員の皆様には、もうしばらく基本計画の策定につきましてご協力いただきますようよろしくお願い致します。 次に、先ほど委員からご質問がありました性的マイノリティに対する施策について補足させていただきます。 加古川市では、男女の別だけではない多様な性のあり方を認め合い、性的マイノリティの方々が自分らしく生きることができる社会の実現に向け、取組内容について検討を進めております。これまでの先進地視察の調査研究の結果、まずは、性の多様性に関する取組を市として体系的に行っていくため、取組の全体像を示す「取組方針」を定める予定としております。 今後の予定としましては、取組方針についてパブリックコメントを実施したのち、今年度中に取組方針を定め、令和5年度から「パートナーシップ制度」の導入や「性的マイノリティ専用相談窓口」など、順次具体的な取組を進めていく予定であると、現在の担当である企画部から伺っております。 報告は以上です。 本日予定しておりました議事はすべて終了しました。全般で何かご意見・ご質問があればお伺いいたします。</p>
委員	4回目の審議会の日程がわかれば教えていただきたいです。
事務局	1月ごろとなります。
委員	具体的な日がわかれば教えてください。
会長	これをもちまして、議長の役を終わらせていただきます。 委員の皆さまには、円滑な議事運営にご協力いただきましてありがとうございました。

4. 閉会

副会長挨拶

閉会